

堺個審答申第112号
(答申第148号)
令和4年6月23日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 矢口智春



答 申

令和4年6月10日付け堺感対第1779号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	SMSを用いたHER-SYS ID通知について
分類	条例9条1項 【電子計算機処理の制限-新規事務の事前審議】 条例9条3項2号 【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担当課	健康福祉局 保健所 感染症対策課
審議日	令和4年6月15日 (第198回)

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和4年6月10日付で堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「SMSを用いたHER-SYS ID通知について」は、新型コロナウイルス感染症の陽性者（以下「陽性者」という。）への迅速な連絡、陽性者の利便性向上及び所管課の事務効率化のため必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

陽性者の携帯電話番号をHER-SYSに登録する際には、入力内容に誤りがないことを確認するなど、SMSの誤送信防止に努めるとともに、陽性者に不利益が生じないよう適切な運用を図ること。